

## 目黒区立保育園の民営化に関する計画への意見

2021.6 目黒地区労働組合協議会（目黒労協）

2020年4月の第1回緊急事態宣言、それに先立つ3月からの学校休校措置などの伴い、休業手当未支払い、年次有給休暇での休みの強制、シフト減少に対する無保証、さらに雇止めや解雇など、多くの労働相談が私たち目黒地区労働組合協議会（以下：目黒労協）や、地域個人加盟組合の「めぐろユニオン」にも寄せられました。その中に区内民営認可保育園の保育労働者からの相談もありました。認可保育園自体はその運営経費は、区立保育園と同様ほぼ公費で賄われており、休園措置があっても部分的・一時的で保育労働者もエッセンシャルワーカーとして仕事を安全に続けていただかなければならない方々です。コロナ禍での風潮によって、経営難でも業務不振でもないのに、労働者に賃下げ・収入減、さらには雇用を奪う行為は、株式会社経営の保育園であっても許されません。

この経験から、目黒労協は目黒区内保育労働者の雇用・労働条件・収入の確保に着目してきました。その中で分かったことは、目黒区の未就学児の半数以上が保育園児であり、区内保育園の8割が民営であり、その大半が株式会社雇用の、しかも契約・パート・派遣などの非正規労働者であることです。急速な認可保育園の民営化は、園庭の無い保育園の増大や保育スペース不足など様々な問題を生んでいますが、最大の懸念は保育労働者の雇用不安定化、所得労働条件の悪化、地位低下にあります。これをどう防いでいくかは、目黒区の今後の子どもたちにとってもっとも重要であると考えますが、今回の「保育園民営化に関する計画案」にはまったくとりあげられていません。

**目黒区の子ども** 就学前人口は、おおよそ13500人。

内保育園児は2017年 5000人弱（42%）→2020年7700人余り（57%）に増加。全都では2019年 48.2%→2020年50.7%となっており、特に目黒区で急激に保育園児が増えたことがわかります。年齢別では、全都の統計では、0歳児で保育園：22%、2歳児以上では保育44% 保育園に行っていないのこり55%強は4・5歳で幼稚園に行くことになります。目黒では保育園の種類別では78%が認可保育園、認証が7%、と認可保育園がほとんど。その認可保育園 88 の内訳は 区立19 うち指定管理2（社会福祉法人） 社会福祉法人18 営利企業 54 と園数では公22%：民78%。営利企業園が6割以上です。

**幼児教育労働者の労働条件確保は可能。**

幼児教育無償化で明らかに立ったことは、幼保・公民とわず幼児教育は公的支出によって支えられている事です。したがって例え株式会社運営の園であっても、「認可保育所の場合、施設や保育士の配置などについて社会福祉法人などと同じ基準を満たす必要があり、また補助金が得られるため、切り詰めなければ赤字になるような経営状況ではない。」

（幼児教育・保育分野への株式会社参入を考える―諸外国の動向をふまえて―日本総研調査部 池本 美香：JRIレビュー <https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/6702.pdf>）。したがって待機児

対策として、急速に保育需要をみたすために、認可外保育でなく株式会社参入も含め認可保育園を増やしてきた目黒区において、幼児教育労働者の地位・労働条件確保は、必要な方策をとれば可能です。

#### 不当な低賃金・ブラップ保育園の実態

しかし実際には特に営利を目的とする株式会社立の園においては、冒頭にのべた例のような雇用・労働条件の侵害が後を絶ちません。また 2000 年以降公の委託費支出の使途が大幅に規制緩和され、社会福祉法人に比べ 10 ポイント以上も低い人件費比率 30%以下の園もみられる実態です。(2018/11/26 東洋経済オンライン：

[https://toyokeizai.net/articles/-](https://toyokeizai.net/articles/)

[/250423?fbclid=IwAR1Ku2HbMh7cqClmTixnuZRN5QjXLbRulxcYk7vroVagH8n5og8-3f4Mn4](https://toyokeizai.net/articles/-/250423?fbclid=IwAR1Ku2HbMh7cqClmTixnuZRN5QjXLbRulxcYk7vroVagH8n5og8-3f4Mn4))

この調査保育士の「人件費比率」が低い 21 施設には、「にじいろ保育園自由が丘:サクセスアカデミー」も保育者人件費比率 29.3% 調査結果が報告されています。

#### 公契約条例の趣旨にのっとり

目黒区公契約条例は、第 1 条「労働者等の適正な労働条件を確保することにより、優れた人材を確保できる環境の整備及び公契約の適正な履行の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする」、第 6 条「受注者は、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚し、この条例その他の法令を遵守するとともに、労働者等の適正な労働条件を確保するよう努めなければならない。」と定めています。認可保育園の運営についても、補助金という公費が投入され、公共サービス基本法 11 条の「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」仕事そのものです。目黒区は区内認可保育園ではたらく労働者の実態を把握し、その労働条件の向上に努めることが必要です。保育園民営化のこれ以上の展開を前に、以下のことを求めます。

1:区内認可保育園の人件費比率を調査・把握・公表すること

2:区内認可保育園に働く労働者の労働条件・報酬などを「労働環境モニタリング」「労働台帳」「ワークシート」などの方法により把握すること。(すくなくとも従来労働環境モニタリングを行っていた指定管理から民営化に移行する保育園などに鑑み、サンプリングであれこれらを実施し公表すること)

3:公契約条例上の最低報酬額に、職種別「保育士」を設けること。

4:これらの対策を講じるまでは、公立保育園を維持し、そこに働く常勤・非常勤を問わず全ての保育士の地位・労働条件を、目黒区における保育労働水準のモデルとして向上すること。

5:これらの施策について、保育労働者・関係労働組合と十分協議し、協力して行うこと。 以上